

知的障害者 福祉制度の案内

令和7年4月発行

伊 勢 崎 市

障害程度別該当制度一覧表

各種制度		医療		各種手当・年金制度など						各種減免・割引制度など																											
		福祉医療	後期高齢者医療制度	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	交通遺児等福祉手当	障害基礎年金	心身障害者扶養共済制度	所得税の控除	市民税・県民税の控除	相続税の控除	贈与税の非課税	携帯電話の割引	N T Tふれあい案内	自動車税の減免	軽自動車税の減免	N H K受信料の免除	福祉タクシー券の交付	タクシー活用事業	有料道路通行料金の割引	国内航空運賃の割引	バス運賃の割引														
旧表記	新表記	3ページ	3ページ	3ページ	4ページ	4ページ	4ページ	5ページ	5ページ	6ページ	6ページ	6ページ	6ページ	6ページ	7ページ	7ページ	8ページ	8ページ	8ページ	9ページ	9ページ	10ページ															
療 育 手 帳	A重	A 1	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△														
		A 2	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△													
	A中	A 3	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△													
	B中	B 1	○				△	△	△	△	○	○	○	○			△		△		△	△	△	△													
	B軽	B 2	△				△		△	△	○	○	○	○			△		△		△	△	△	△													
窓 口		年金医療課（④番窓口）または各支所の市民サービス課		障害福祉課（②⑥番窓口）または各支所の市民サービス課		子育て支援課（②⑧番窓口）または各支所の市民サービス課		年金医療課（④番窓口）または各支所の市民サービス課		障害福祉課（②⑥番窓口）または各支所の市民サービス課		市民税課（②⑩番窓口） 税務署		市民税課（②⑩番窓口） 税務署		信託銀行等の窓口		各専門店 または 取扱店		N T T東日本ふれあい案内担当		群馬県自動車税事務所		市民税課（②⑩番窓口）		障害福祉課（②⑥番窓口）または各支所の市民サービス課		障害福祉課（②⑥番窓口）または各支所の市民サービス課		交通政策課（⑤⑤番窓口）		障害福祉課（②⑥番窓口）または各支所の市民サービス課		国内航空会社の窓口		各バス会社	

○ 該当
△ 一部該当

その他										各種制度		療育手帳
旅客鉄道運賃の割引	タクシー運賃の割引	日常生活用具給付事業	紙おむつの給付	日常生活自立支援事業	思いやり駐車場利用証制度	ヘルプマークの交付	避難行動要支援者支援制度	駐車禁止除外指定車標章	地域生活への支援	新表記	旧表記	
10ページ	10ページ	11ページ	11ページ	11ページ	11ページ	12ページ	12ページ	12ページ	13ページ	△	A 1	A重 A中 B中 B軽
△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	A 2		
△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	A 3	A中	
△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	B 1	B中	
△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	B 2	B軽	
各駅の窓口	各タクシー会社	障害福祉課（26番窓口）または各支所の市民サービス課	障害福祉課（26番窓口）または各支所の市民サービス課	伊勢崎市社会福祉協議会	障害福祉課（26番窓口）または各支所の市民サービス課	障害福祉課（26番窓口）または各支所の市民サービス課	安心安全課	居住地を管轄する警察署	障害福祉課（26番窓口）	窓口		

療育手帳の見方

①手帳番号 → 第 〇〇〇〇 号
令和〇年〇月〇日交付

②手帳交付日 → 平成〇年〇月〇日

氏名 〇〇 〇〇

群馬県 群馬県

見本

本人	判定の記録(判定機関 〇〇〇〇)
性別	障害の程度(総合判定)
住所	合併障害
所管(伊勢崎市)	(身体障害〇級)
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 1種・2種	判定年月日 〇年〇月〇日
保護者	次回判定年月 〇年〇月
氏名 続柄 職業 電話	次回判定機関 〇〇〇〇〇
住所	判定の記録(判定機関 〇〇〇〇)
	合併障害
	(身体障害〇級)
	判定年月日 〇年〇月〇日
	次回判定年月 〇年〇月
	次回判定機関 〇〇〇〇〇

- ③本人住所
- ④保護者欄
- ⑤障害の程度
- ⑥判定年月日
- ⑦次回判定年月
- ⑧次回判定機関

届出が必要なとき

- ・本人、保護者の住所や氏名を変更したとき
- ・保護者の変更をしたとき
- ・紛失または破損したとき

手帳の返却が必要なとき

- ・所持している人が亡くなったとき
- ・非該当になったとき
- ・県外の手帳を所持しているとき
- ・複数の手帳を所持しているとき

◇ 目次 ◇

【療育手帳】

- 手帳の交付・・・・・・・・・・ 2
- 手帳の変更、再交付、返還・ 2, 3

【医療】

- 福祉医療制度・・・・・・・・・・ 3
- 後期高齢者医療制度・・・・・・・・ 3

【各種手当・年金制度など】

- 障害児福祉手当・・・・・・・・・・ 3
- 特別障害者手当・・・・・・・・・・ 4
- 特別児童扶養手当・・・・・・・・・・ 4
- 交通遺児等福祉手当・・・・・・・・ 4
- 障害基礎年金・・・・・・・・・・ 5
- 心身障害者扶養共済制度・・・・・・ 5

【各種減免・割引制度など】

- 所得税の控除・・・・・・・・・・ 6
- 市民税・県民税の控除・・・・・・・・ 6
- 相続税の控除・・・・・・・・・・ 6
- 贈与税の非課税・・・・・・・・・・ 6
- 携帯電話の割引・・・・・・・・・・ 6
- NTTふれあい案内・・・・・・・・・・ 6
- 自動車税
 および軽自動車税の減免・・・・ 7
- NHK受信料の免除・・・・・・・・・・ 8
- 福祉タクシー券の交付・・・・・・・・ 8
- タクシー活用事業・・・・・・・・・・ 8
- 有料道路通行料金の割引・・・・・・ 9
- 国内航空運賃の割引・・・・・・・・・・ 9
- バス運賃の割引・・・・・・・・・・ 10
- 旅客鉄道運賃の割引・・・・・・・・・・ 10
- タクシー運賃の割引・・・・・・・・・・ 10

【その他】

- 日常生活用具給付事業・・・・・・・・ 11
- 紙おむつの給付・・・・・・・・・・ 11
- 日常生活自立支援事業・・・・・・・・ 11
- 思いやり駐車場利用証制度・・・・ 11
- ヘルプマークの交付・・・・・・・・・・ 12
- 避難行動要支援者支援制度・・・・ 12
- 駐車禁止除外指定車標章・・・・・・ 12

【地域生活への支援】

- 総合支援法
 におけるサービス・・・・・・・・ 13, 14
- 地域生活支援事業
 におけるサービス・・・・・・・・ 14

【相談機関】・・・・・・・・ 15, 16, 17

【 療育手帳 】

・療育手帳の交付

対象	判定機関(18歳未満は中央児童相談所、18歳以上は心身障害者福祉センター)で知的障害と判定された人。																		
内容	<p>療育手帳とは、発達期に知的機能の障害がある人の障害を証明するものです。この手帳の交付を受けると、その手帳等級に応じて様々な福祉サービスを受けることができます。療育手帳に記載される障害の程度は、A1(最重度)～B2(軽度)に区分されています(下表参照)。</p> <p>《障害程度の表記について》(※H18.12.1から表記が改正になりました)</p> <table border="1" data-bbox="395 680 1273 831"> <thead> <tr> <th>障害程度</th> <th>最重度</th> <th colspan="2">重度</th> <th>中度</th> <th>軽度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧表記</td> <td colspan="2">A重</td> <td>A中</td> <td>B中</td> <td>B軽</td> </tr> <tr> <td>新表記</td> <td>A1</td> <td>A2</td> <td>A3</td> <td>B1</td> <td>B2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新表記への変更は、次回再判定時など必要に応じて行われます。 ※新表記への変更までは、旧表記のままでも有効にお使いいただけますのでご安心下さい。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請書(申請窓口にあります) (2) 本人写真(上半身・脱帽 縦4cm×横3cm) (3) 個人番号の分かるもの ※住所・氏名等が最新の情報のもの (4) 在留カード(本人、保護者が外国籍の方) 	障害程度	最重度	重度		中度	軽度	旧表記	A重		A中	B中	B軽	新表記	A1	A2	A3	B1	B2
障害程度	最重度	重度		中度	軽度														
旧表記	A重		A中	B中	B軽														
新表記	A1	A2	A3	B1	B2														
窓口	障害福祉課(☎番窓口 ☎27-2753)または各支所の市民サービス課																		
注意事項	<p>※判定の申込みは、 18歳未満の人は中央児童相談所(前橋市野中町360-1、☎027-261-1000)、 18歳以上の人は市役所障害福祉課になります。</p> <p>※交付された手帳に次回の判定年月と判定機関が記載されている人は、その時期に再判定を受ける必要があります。次回判定機関が「中央児童相談所」と記載されている場合は、約3ヶ月前を目安に中央児童相談所へ、「心身障害者福祉センター」と記載されている場合は市役所障害福祉課へお問い合わせ下さい。</p>																		

・手帳の変更、再交付、返還

変更	<p>【手続きに必要なもの】</p> <p>(1) 記載事項変更届書（申請窓口にあります） (2) 手帳 (3) 個人番号の分かるもの ※住所・氏名等が最新の情報のもの (4) 在留カード（本人、保護者が外国籍の方）</p> <p>※市外への住所変更の場合は、新住所地で手続きをしてください。</p>
再交付	<p>【手続きに必要なもの】</p> <p>(1) 再交付・再判定申請書（申請窓口にあります） (2) 本人写真（正面、上半身・脱帽 縦4cm×横3cm） (3) 手帳（破損等の場合） (4) 事実申立書（紛失の場合のみ）（申請窓口にあります） (5) 個人番号の分かるもの ※住所・氏名等が最新の情報のもの (6) 在留カード（本人、保護者が外国籍の方）</p>
返還	<p>【手続きに必要なもの】</p> <p>(1) 返還届（申請窓口にあります） (2) 手帳 (3) 個人番号の分かるもの ※住所・氏名等が最新の情報のもの</p>
窓口	障害福祉課（②番窓口 ☎27-2753）または各支所の市民サービス課

【 医療 】

・福祉医療制度

対象	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳「A」、「B中」、「B1」を所持している人 療育手帳「B2」所持している18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の人 特別児童扶養手当受給対象児童および障害基礎年金受給対象の人（1級）ならびにこれらと同程度の人
内容	病院などで診療を受けた場合の医療費および入院時の食事にかかる自己負担分を助成します。
窓口	年金医療課（④番窓口 ☎27-2740）または各支所の市民サービス課

・後期高齢者医療制度

対象	療育手帳「A」を所持している人、かつ65歳以上の人
内容	75歳からの後期高齢者医療制度を65歳から受けられます。
窓口	年金医療課（④番窓口 ☎27-2740）または各支所の市民サービス課

【 各種手当・年金制度など 】

・ 障害児福祉手当

対象	日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の人。ただし、福祉施設へ入所中の人は除きます。
支給制限	障害者本人および扶養している人の前年の所得が一定限度以上である場合は、手当の支給が停止されます。
手当額	月額 16,100 円 ※3 ヶ月分を 2、5、8、11 月に支払います。
窓口	障害福祉課（☎番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課

・ 特別障害者手当

対象	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の人。ただし、福祉施設へ入所中の人や病院に 3 ヶ月以上入院している人は除きます。
支給制限	障害者本人および扶養している人の前年の所得が一定限度以上である場合は、手当の支給が停止されます。
手当額	月額 29,590 円 ※3 ヶ月分を 2、5、8、11 月に支払います。
窓口	障害福祉課（☎番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課

・ 特別児童扶養手当

対象	次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育する保護者 1 級：療育手帳「A」相当の児童 2 級：日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障害のある児童 ※次の場合は手当が支給されません ①父母・養育者および児童が日本国内に住所を有しない場合 ②児童が障害を事由とする年金を受けることができる場合 ③児童福祉法により児童福祉施設等（通所施設除く）に入所している場合
支給制限	手当を受ける人または同居の扶養義務者の前年の所得が一定限度以上である場合は、手当の支給が停止されます。
手当額	1 級：月額 56,800 円 2 級：月額 37,830 円 ※4 ヶ月分を 4、8、11 月に支払います。
窓口	子育て支援課（☎番窓口 ☎27 - 2750）または各支所の市民サービス課

・交通遺児等福祉手当

対象	次に該当する 20 歳未満の児童を養育する保護者 ・療育手帳「A」または「B1」を所持している児童 ・特別児童扶養手当が支給されている児童
内容	4 月と 10 月の年 2 回、児童 1 人につき月額 2,000 円を支給します。
窓口	子育て支援課（⑳番窓口 ☎27 - 2750）または各支所の市民サービス課

・障害基礎年金

内容	20 歳以上で知的・身体または精神に重度または中度の障害のある人に対して、一定の所得制限のもとに障害基礎年金が支給されます。重度と認定された場合には 1 級、中度と認定された場合には 2 級の年金が支給されます。		
年金額	令和 6 年 4 月から		
		S31.4.2 以降に生まれた人	S31.4.1 以前に生まれた人
	障害基礎年金の 1 級	1, 039, 625 円	1, 036, 625 円
	障害基礎年金の 2 級	831, 700 円	829, 300 円
	※2 ヶ月分を 2、4、6、8、10、12 月に支払います。		
窓口	年金医療課（④番窓口 ☎27 - 2740）または各支所の市民サービス課		

・心身障害者扶養共済制度

対象	知的障害者（児）の保護者で、次の要件に該当する人 （1）加入しようとする人（保護者）の年齢は、65 歳未満であること （2）加入しようとする人は、特に疾病や障害がなく健康な状態にあること
内容	加入者が死亡または重度の障害になった場合、障害児（者）に年金が支給されます。この制度は共済制度ですので加入者は掛金を納めます。
掛金	掛金は加入時の年齢により固定され、2 口まで加入することができます。（ただし、毎年調査を行ない、所得により掛金が減額または免除になる場合があります。）
給付金	毎月 20,000 円（2 口加入の場合は 40,000 円）
窓口	障害福祉課（⑳番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課

【 各種減免・割引制度など 】

・ 所得税の控除

内容	所得税の納税者本人、または納税者の控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合、確定申告又は年末調整のときに申告すると控除が受けられます。
窓口	税務署（伊勢崎税務署：☎0270-25-4045）

・ 市民税・県民税の控除

内容	市・県民税の納税者本人、または納税者の控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合、確定申告・市県民税申告又は年末調整のときに申告すると控除が受けられます。
窓口	市民税課（②番窓口 ☎27-2717）

・ 相続税の控除

内容	法定相続人である障害者が相続により財産を取得する場合、相続税額の控除を受けられる場合があります。
窓口	税務署（伊勢崎税務署：☎0270-25-4045）

・ 贈与税の非課税

内容	手帳をお持ちの人が受益者として、個人が金銭等を信託銀行等に信託した時に、贈与税が非課税になる場合があります。
窓口	信託銀行等の窓口へご確認ください。 ※お問い合わせ先：税務署（伊勢崎税務署：☎0270-25-4045）

・ 携帯電話の割引

内容	療育手帳を持っている人は、基本使用料の割引等が受けられます。 （※具体的な内容は各携帯電話会社窓口にてご確認ください）
窓口	各専門店または取扱店

・ NTTふれあい案内

内容	療育手帳を持っている人は、NTTの電話番号案内が無料で利用できます。 （※事前にNTTに登録しておく必要があります）
窓口	フリーダイヤルへお問い合わせください。 ☎0120-104-174

・自動車税(種別割)(環境性能割)・軽自動車税(種別割)(環境性能割)の減免

<p>対象</p>	<p>(1) 療育手帳「A」を所持している人と生計を一にする人 (2) 障害者のみで構成される世帯にいる療育手帳「A」を所持している人を常時介護する人</p>
<p>内容</p>	<p>障害者または生計を一にする人名義の自動車を、障害者の通院、通学、通所、生業のために使用する場合、自動車税(種別割)(環境性能割)・軽自動車税(種別割)(環境性能割)が減免になります。 ※障害者1人につき1台に限ります。</p>
<p>手続き</p>	<p>(1) 納付書が5月に届いたら、納期限(5月31日)までに下記の窓口で手続きを行ってください。 ※普通車については、年度途中で手帳交付を受けた場合には、随時に減免申請ができます。この場合、申請月の翌月以後の月数に応じて減免となります。 (詳細は県自動車税事務所にお問い合わせください) ※軽自動車税の場合は、納期限(5月31日)の7日前までの開庁日に市民税課(⑳番窓口)で手続きを行ってください。 【申請に必ず必要なもの】療育手帳、免許証、車検証、納税通知書 ※1 場合により必要となる書類(生計同一証明書、常時介護証明書など)がありますので、各窓口へお問い合わせください。</p> <p>(2) 新規取得の登録、年度途中で行なう所有権移転(名義変更)の登録をされた方は、その登録の日に県自動車税事務所申請手続きを行ってください。</p> <p>(3) 障害者の方が施設に入所しており、運転者の方と住民登録上の世帯が別の場合は、県自動車税事務所にお問い合わせ下さい。</p>
<p>窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに取得した自動車、または既に所有している自動車(普通車)の税を減免する場合 群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343 前橋市上泉町 397-5 伊勢崎行政県税事務所 ☎0270-24-4350 伊勢崎市今泉町一丁目 236(群馬県総合教育センター内、群馬県伊勢崎合同庁舎) ・軽自動車の税を減免する場合 市民税課(⑳番窓口 ☎27-2717) ※1 生計同一証明書、常時介護証明書の発行についての窓口は、㉔番 障害福祉課(☎27-2753)になります。

・NHK受信料の免除

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・全額免除となる要件 契約世帯にて療育手帳を所持している人が構成員で、かつ世帯全員が市民税非課税であること。 ・半額免除となる要件 契約者が、療育手帳「A」を所持する世帯主であること。
内容	NHKの受信料が全額免除または半額免除になります。
手続き	<p>障害福祉課または各支所の市民サービス課で免除申請書を記入し、証明を受けたあと、NHK前橋放送局まで送付してください。</p> <p>(書類送付先：〒371-8790 群馬県前橋市元総社町 189 NHK前橋放送局営業部)</p> <p>【申請に必要なもの】療育手帳、印鑑</p>

・福祉タクシー券の交付

対象	<p>療育手帳「A」を所持している在宅の人</p> <p>※くわまるタクシーを利用する際に同時に割引は受けられません。</p>
内容	<p>年間 40 枚（1 枚が 500 円分）のタクシー券を交付します。</p> <p>※交付枚数 4～9 月：40 枚、10～3 月：20 枚</p> <p>【申請に必要なもの】療育手帳</p>
申請	窓口、郵送、オンライン（伊勢崎市ホームページから申請できます。）
窓口	障害福祉課（㉔番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課

・タクシー活用事業（くわまるタクシー）

対象	<p>伊勢崎市在住で療育手帳を所持している人。ただし、福祉有償運送の登録のある人や自動車税の減免を受けた人は除きます。</p> <p>※福祉タクシー券を利用する際に同時に割引は受けられません。</p>
内容	事前に利用登録をすることで割引が受けられます。
窓口	交通政策課（㉕番窓口 ☎27 - 2734）

・ 有料道路通行料金の割引

対象	療育手帳「A」を所持している人
内容	<p>第 1 種知的障害者（療育手帳「A」所持者）が乗車し、介護者が運転する場合に割引となります。</p> <p>※登録できる自動車は、本人または親族等が所有する乗用自動車等で、営業用は除きます。</p> <p>※ETCを利用する場合も対象となります。</p> <p>制度の詳細については、NEXCO 東日本にお問い合わせください。 NEXCO 東日本お客さまセンター（24 時間） ☎0570-024-024（通話料有料） ☎03-5308-2424（通話料有料）</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ETC を利用しない場合：療育手帳、自動車検査証 ・ ETC を利用する場合：療育手帳、自動車検査証、ETC カード（原則として障害者本人名義のもの）、ETC 車載器セットアップ申込書・証明書 <p>※車検証が電子車検証（変形 A6 紙）の場合は内容確認のため、自動車検査証記録事項（A4 紙）または車検証閲覧アプリが使える端末が必要です。</p> <p>※割賦購入や長期リースの方は割賦契約書又はリース契約書が必要です。</p>
適用範囲	各高速道路株式会社、各地方道路公社、地方自治体が管理する有料道路
割引率	料金の5割以下
窓口	障害福祉課（☎番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課

・ 国内航空運賃の割引

対象	療育手帳を所持している 12 歳以上の人
内容	障害の程度に関わらず手帳を提示できる者全員に対して、介護者 1 名まで割引を適用します。
割引率	航空会社または路線によって異なります。
手続き	各国内航空会社の窓口等（予約時や購入時）へご確認ください。

・バス運賃の割引

対象	療育手帳を所持している人
内容	手帳を提示することで割引が受けられます。
割引率	5割 ※コミュニティバス「あおぞら」は無料で利用できます。
窓口	各バス会社

・旅客鉄道運賃の割引

対象	療育手帳を所持している人
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・普通乗車券 (1) 第1種知的障害者(療育手帳「A」所持者)が介護者と共に利用する場合 (2) 第1種知的障害者(療育手帳「A」所持者)および第2種知的障害者(療育手帳「B」所持者)が単独で100キロメートル以上の区間を利用する場合 ・定期乗車券 第1種知的障害者(療育手帳「A」所持者)および12歳未満の第2種知的障害児(療育手帳「B」所持者)が介護者と共に利用する場合 ・回数乗車券、急行券 第1種知的障害者(療育手帳「A」所持者)が介護者と共に利用する場合 <p>※特別急行列車に対する急行回数乗車券は対象ではありません。 ※特別急行券は対象ではありません。</p>
割引率	5割
手続き	各駅の窓口で手帳を提示して切符を購入します。

・タクシー運賃の割引

対象	療育手帳を所持している人
内容	群馬県タクシー協会に加盟しているタクシーに乗車する時に手帳を提示することで割引が受けられます。
割引率	1割
窓口	各タクシー会社

【 その他 】

・ 日常生活用具給付事業

内容	在宅の障害児(者)に対し、障害の内容に応じて日常生活に役立つ支援用具の支給を行います。 ※支給の可否については、障害福祉課までお問い合わせください。 ※費用の一部自己負担があります。
窓口	障害福祉課（☎番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課

・ 紙おむつの給付

内容	障害児福祉手当または特別障害者手当の受給者のうち、在宅で必要とする方に毎月基準額内のおむつを支給します。 ※日常生活用具の給付、高齢政策課の給付事業などを受ける方は除かれます。
窓口	障害福祉課（☎番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課

・ 日常生活自立支援事業

対象	知的障害のある人など判断能力が不十分なため、日常生活上の必要な事項を自己の判断で適切に行うことが困難な人
内容	福祉サービスの利用援助、契約の手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなど
窓口	伊勢崎市社会福祉協議会（☎0270-25-4546）

・ 思いやり駐車場利用証制度

対象	療育手帳「A」を所持している人
内容	車いす使用者駐車施設の適正利用のため、障害のある方、高齢の方、難病の方、妊産婦の方を対象に交付するものです。自動車に利用車証を掲示することで、ショッピングセンター・飲食店・公共施設など、群馬県と協定を結んだ施設の思いやり駐車場に駐車することができます。
窓口	伊勢崎保健福祉事務所（☎0270-25-5570） 障害福祉課（☎番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課 伊勢崎市社会福祉協議会（☎0270-25-4546）

・ヘルプマークの交付

対象	障害のある人（障害者手帳の有無は関係ありません）
内容	・ヘルプマーク：バッグなどに取り付け、周囲の人に援助・配慮を必要としていることを知らせます。
窓口	障害福祉課（☎番窓口 ☎27 - 2753）または各支所の市民サービス課

・避難行動要支援者支援制度への登録

対象	災害時に自力で危険情報の取得や安全な場所へ避難することが困難な人
内容	事前に本人が申請することにより「災害時要支援者名簿」に登録され、自主防災組織をはじめとする関係機関に名簿を配布し、情報を共有することで迅速な対応が行えるようにするものです。対象となる人は強制ではなく任意で登録できますが、関係機関へ情報提供することに同意していただく必要があります。
窓口	安心安全課（☎27 - 2706）

・駐車禁止除外指定車標章

対象	療育手帳「A」を所持している人
内容	標章を前面ガラスの見やすい場所に掲げることで、他の交通の妨げにならない必要最小限度において、駐車禁止場所に駐車することができます。 ※詳細は警察署交通課の窓口へお問い合わせ下さい。
窓口	居住地を管轄する警察署 （伊勢崎警察署：☎0270-26-0110） 【必要なもの】療育手帳、印鑑、住民票2通（本人のみ、1枚はコピーでも可）

【 地域生活への支援 】

・総合支援法における主なサービス

サービスの利用のためには、申請書の提出及び調査員による聞き取り調査が必要です。ご利用希望の場合は、障害福祉課または基幹相談支援センターへご相談ください。

	サービス名	対象	サービス内容
訪問系 ・ その他	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者・障害児	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を提供します
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の知的障害者または肢体不自由者等	居宅等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出中における移動中の介護を総合的に提供します
	行動援護	知的障害者・児 精神障害者・児	知的障害や精神障害で、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出する時の移動の支援をします
	短期入所 (ショートステイ)	障害者・障害児	施設に短期入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を提供します

日中活動系	療養介護	病院において常時介護を必要とする重度の障害者	昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します
	生活介護	施設において常時介護を必要とする障害者	主として、昼間に障害者支援施設等において、日常生活上の支援並びに創作活動及び生産活動の機会の提供等、必要な支援を提供します
	自立訓練 (機能訓練)	障害者	施設もしくはサービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言を行います
	自立訓練 (生活訓練)	障害者	施設もしくはサービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、相談及び助言その他必要な支援を行います
	就労移行支援	65歳未満の障害者等	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着に必要な支援を提供します
	就労継続支援 A型	65歳未満の障害者等	雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を提供します

日 中 活 動 系	就労継続支援 B型	通常の事業所に雇 用されることが困難 な障害者等	就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な訓練、 その他の必要な支援を提供します
	就労定着支援	就労移行支援等の 利用後に就職した 障害者	生活介護、自立訓練、就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用さ れた障害者に対して、関係機関等の連絡調整、雇用に伴う社会生活等の問 題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います

・地域生活支援事業のサービス

サービスの利用のためには、申請書の提出及び調査員による聞き取り調査等が必要です。
ご利用希望の場合は、障害福祉課または各相談機関へご相談ください。

サービス名	対象	サービス内容
医療的ケア支援事業	居宅以外で医療的 ケアが必要な障害 者・障害児	訪問看護事業者の看護師等を派遣して医療的ケアを提供するものです 市 内に在住している医療的ケアを必要としている障害者(児)であれば、障害者 手帳の有無を問わず利用できます
移動支援事業	屋外での移動が困 難な障害者・障害 児	余暇活動及び社会生活を営む上で、必要な外出のための支援を行います
地域活動 支援センター	15歳以上の 障害者	障害のある人に創作的活動や各種訓練、生活活動の機会を提供し、社会と の交流の促進などを図ります
在宅重度心身障害者 等デイサービス事業	在宅の15歳以上 の重度心身障害者	通所の方法により、日常生活訓練、機能訓練などのサービスを提供します。

○日中一時支援事業

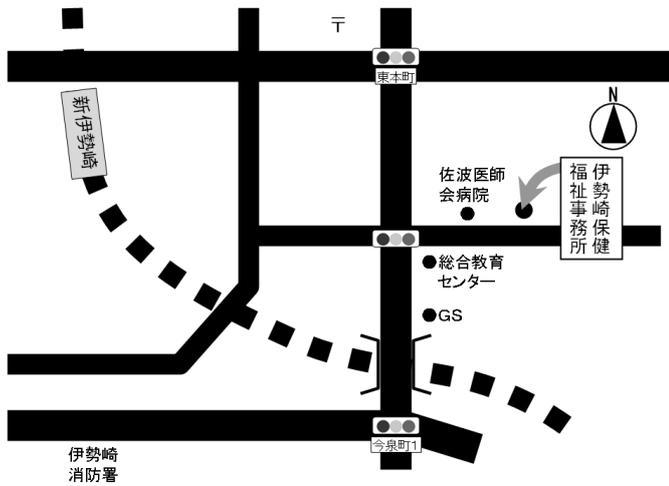
日帰り短期事業	障害者・障害児	介護を行うものが、一時的に障害児(者)を介護できなくなった場合、施設を利用 して適切な支援を提供します (宿泊を伴わない日中受入れのみ)
登録介護事業・サービ スステーション事業		在宅で知的障害者・児を介護しているものが、一時的に家庭での介護が困 難となった場合に、市町村に登録している介護者や団体(サービスステーショ ン)に介護を委託します

◇ 相談機関 ◇

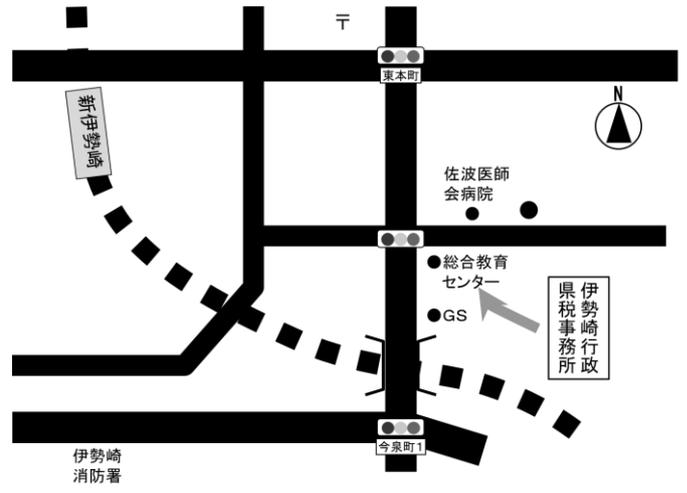
伊勢崎市障害者基幹相談支援センター	<p>障害者(児)とその保護者に対して、専門の相談員が総合的な相談窓口となり、福祉サービスの利用援助や介護相談、情報提供を行います。</p> <p>〒372-0058 伊勢崎市西田町 71 伊勢崎市障害者センター内 ☎0270-75-5771 FAX 0270-75-5688</p>
伊勢崎市こども発達支援センター	<p>発達に不安や心配がある児童についての相談や、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、児童やその保護者に対する福祉の増進と、発達への総合的な相談・支援を図ります。</p> <p>〒372-0832 伊勢崎市除ヶ町 410-1 ☎0270-32-7748</p>
中央児童相談所	<p>18歳未満の知的障害児に関する相談を受け、診断判定および施設入所などの処遇決定を行います。</p> <p>☎027-261-1000</p>
心身障害者福祉センター	<p>18歳以上の知的障害者の診断判定および相談を専門に行います。</p> <p>☎027-254-1010</p>
発達障害者支援センター	<p>発達障害児者(自閉症、アスペルガー症候群など)に対して、発達や就業に関する相談を専門に行います。</p> <p>☎027-254-5380</p>
伊勢崎公共職業安定所(ハローワーク)	<p>就職を希望する障害者がその能力に応じた職業に就けるよう、職業指導・職業相談・職業紹介を行い、就職後も職場に適応・定着できるようアフターケアを行います。</p> <p>☎0270-23-8609</p>
障害者就業・生活支援センター「メルシー」	<p>在職中もしくは就業を希望する障害者の抱える課題に応じて、就業に関する相談や職業生活に伴う個別支援を提供します。</p> <p>☎0270-25-3390</p>

<p>障害者 110 番</p>	<p>障害のある人の権利侵害や日常生活における相談に応じています。</p> <p>群馬県障害者社会参加推進センター (前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター1 階 群馬県身体障害者福祉団体連合会内)</p> <p style="text-align: right;">☎027-251-1100</p>
<p>群馬県障害者権利擁護センター</p>	<p>使用者（雇用主等）による虐待の通報や相談を受け付けます。</p> <p>障害者権利擁護センター (前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター7 階 一般社団法人群馬県社会福祉士会内)</p> <p style="text-align: right;">☎027-289-3127</p>
<p>伊勢崎市障害者虐待防止センター</p>	<p>障害者に対する虐待防止や養護者の支援をするため、障害者やその家族、関係者からの連絡や相談を受け付けます。</p> <p>伊勢崎市障害者センター (伊勢崎市西田町 71)</p> <p style="text-align: right;">☎0270-27-8801</p>

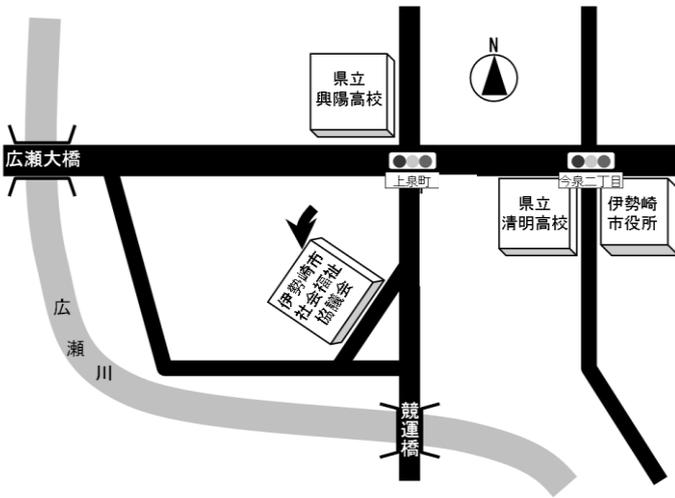
伊勢崎保健福祉事務所



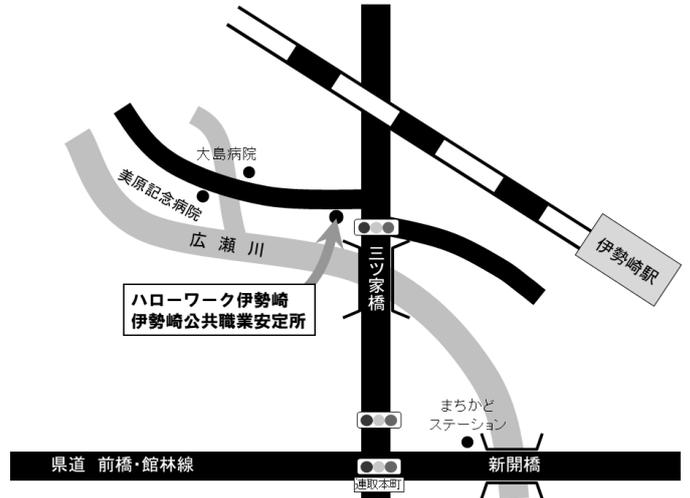
伊勢崎行政県税事務所



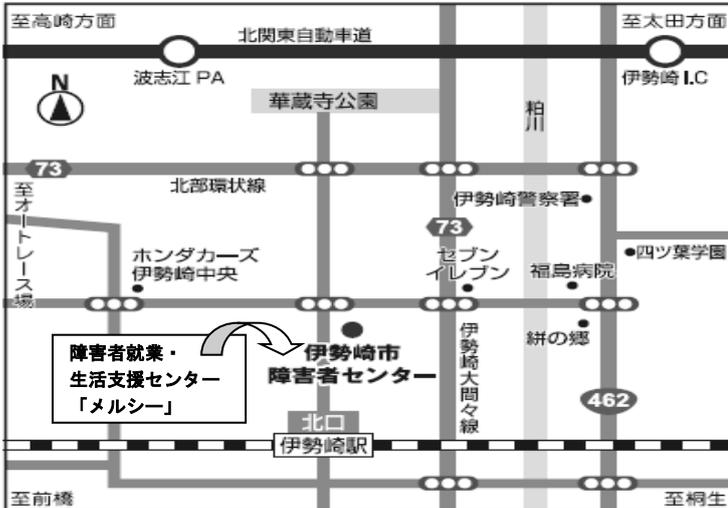
伊勢崎市社会福祉協議会



ハローワーク伊勢崎



伊勢崎市基幹相談支援センター 障害者就業・生活支援センター「メルシー」



知的障害者福祉制度の案内 令和7年4月発行

- 伊勢崎市役所（本庁）
障害福祉課（東館26番窓口） ☎27-2753
- 伊勢崎市赤堀支所市民サービス課 ☎62-9792
- 伊勢崎市あずま支所市民サービス課 ☎62-9909
- 伊勢崎市境支所市民サービス課 ☎74-0368
- 伊勢崎市障害者センター ☎75-5530